

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	高齢者福祉情報システム処理データ項目追加について
--------	--------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

**【諮問】**

- ◆第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）

(担当部課：高齢者サービス課高齢者相談係)

## 事業の概要

事業名	一人暮らし高齢者への情報紙の訪問配布等
担当課	高齢者サービス課
目的	情報紙の訪問配布を行なうことで、高齢者の安否確認・見守りの対象とすることにより高齢者の孤独死防止を図る。
対象者	区内在住の75歳以上の一人暮らし世帯
事業内容	区内の一人暮らし高齢者を対象に、高齢者向けの情報紙を毎月2回発行し、手渡しによる訪問配布を行なうことにより、概ね2週間に一度程度の安否確認と見守りを実施する。

## 件名 高齢者福祉情報システムの処理データ項目追加について

保有課(担当課)	高齢者サービス課
登録業務の名称	一人暮らし高齢者への情報紙の訪問配布等事業
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人の範囲 区内在住の75歳以上の一人暮らし世帯のうち情報紙訪問配布対象者</li> <li>2 記録項目 基本項目 住所・氏名・フリガナ・性別・生年月日・年齢・住民番号 追加項目 ①状態(訪問配布の有無) ②訪問配布担当者名 ③訪問時、対象者に配慮すべき事項</li> <li>3 記録するコンピュータ 福祉情報システムサーバ</li> </ol>
新規開発・追加・変更の理由	窓口相談支援システムに追加することで、情報紙訪問配布対象者で安否確認のための情報紙訪問を行っているかを検索することができる。
新規開発・追加・変更の内容	高齢者サービス課で保有している情報紙訪問配布の有無状況を取り込み、窓口相談支援システムで検索可能にする。
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	職員が作業を行う。
新規開発・追加・変更の時期	本審議会承認後追加する。